

# みんなチェック！最低賃金

## 香川県の最低賃金

### ◎地域別最低賃金

香川県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用されます。

件名	時間額	効力発生年月日
香川県最低賃金	<b>848円</b>	令和3年10月1日

### ◎特定最低賃金（産業別最低賃金）

下記の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用されます。

地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

件名	時間額	適用除外される労働者 （この欄に掲げる労働者は、上記の香川県最低賃金が適用になります。）	効力発生年月日
香川県冷凍調理食品製造業最低賃金	<b>849円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は雑役の業務 ロ 手作業による原料の前処理の業務 ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務	令和3年12月15日
香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業を除く）	<b>970円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和3年12月15日
香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	<b>980円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和3年12月15日
香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  （*光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業を除く）	<b>913円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は削りの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）	令和3年12月15日

○使用者は、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

○最低賃金額以上の賃金を支払わないときは、罰則が適用されることがあります。

○最低賃金には、臨時に支払われる賃金（結婚手当等）・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、時間外・休日・深夜の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

#### 【最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先】

香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

労働基準監督署

・高松 087-811-8946

・観音寺 0875-25-2138

・丸亀 0877-22-6244

・東かがわ 0879-25-3137

・坂出 0877-46-3196

令和3年8月から

申請期限：令和4年1月31日



# 業務改善助成金 が 使いやすくなりました

『業務改善助成金』は、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」を一定額以上引き上げ、設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成するものです。

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、業務改善助成金の内容を大幅に拡充します。  
 (③はコロナ禍により売上等が一定減少した事業主又は事業場内最低賃金900円未満の事業場に限り)

① 45円コースを新設

② 年度内に2回目の申請が可能

③ 上限加算の対象人数を10人まで拡大

## 対象者（事業場）

- ① 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- ② 事業場規模100人以下

## 助成対象

生産性の向上、労働能率の増進に資する設備投資等（機械装置等購入費、コンサルティング経費、人材育成・教育訓練費など）

※ PC、スマホ、タブレットの他、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象  
 （下記の生産量要件に該当し、引き上げ額30円以上の場合に限る）

## 助成率

事業場内最低賃金	通常	生産性要件あり
900円未満	4 / 5	9 / 10
900円以上	3 / 4	4 / 5

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

## 各コース助成上限額

- ・ 45円コースを新設
- ・ 10人以上の上限区分を新設

	引き上げる労働者数				
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上
20円コース (20円以上引き上げ)	20万円	30万円	50万円	70万円	80万円
30円コース (30円以上引き上げ)	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
<b>45円コース (45円以上引き上げ)</b>	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
60円コース (60円以上引き上げ)	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
90円コース (90円以上引き上げ)	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円

※10人以上の上限額区分を適用する場合のみ、ア又はイに該当すること

ア 賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

イ 生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年または前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

## 手続きの流れ



【お問い合わせ】 業務改善助成金コールセンター (03-6388-6155) ※平日8:30~17:15

【申請窓口】 香川労働局 雇用環境・均等室 (087-811-8924)

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2階